

オーストラリア外交における難民問題と地域的解決の模索

松 井 佳 子

はじめに

- 一 オーストラリア外交における難民問題
 - 二 地域的解決の模索
- おわりに

はじめに

近年、オーストラリアの移民受け入れ政策は、熟練労働者や専門職などスキルを有する人材を選別的に受け入れる傾向を強め、その結果、移民全体におけるアジア系技能移民の比率も上昇している。二〇一四年にオーストラリアは一二万八五五〇人の技能移民を受け入れているが、その内七万四七四〇人が英語力や実務経験、資格などを数値化するポイントテストに合格してビザを付与された高い資質を有していると考えられる人々である。そ

の数は一九九九年の二万二七二〇人から三倍以上に増加しており、二〇一四年このテストによる入国者の上位五カ国はインド、中国、英国、パキスタン、フィリピンと、アジア地域からやってくる優秀な人材がオーストラリア経済の発展に欠かせないものとなっていることが分かる。⁽¹⁾ しかも二〇一四年の調査では、「多様な国からの移民はオーストラリアを強くする」という考えに同意すると回答した人は六七・七%と、反対すると答えた二五・六%を大きく上回り、正規移民が肯定的に受け入れられていることが示唆されている。⁽²⁾

他方、アジアからオーストラリアへ向かつては、正規の手続きを踏まず入国を目指すボートピープルというもう一つの人の流れが存在する。二〇一三年には二万五八七人のボートピープルが確認されており、その多くはインドネシアなどを経由し、密航業者 (People Smuggler) を利用してオーストラリアに上陸して難民申請することを目指しているが、正規移民がオーストラリアの国益に貢献するものとして認識される一方で、ボートピープルは国家の安全を脅かしかねない危険な存在としてクローズアップされる。⁽³⁾ すなわちアジア地域は、オーストラリアに高度人材を提供し、オーストラリア経済の発展に欠くことのできない地域であると同時に、ボートピープルの供給源、あるいは通り道にもなっている。これに対して近年のオーストラリア政府は、アジアからの人の流れを可能な限り正規のものとすべく模索を続けている。

難民は二一世紀に入っても増え続けている。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) によると、紛争や迫害を逃れるために移動を強いられた人の数は過去五年間で急増しており、難民、国内避難民、難民申請者を合わせると二〇一四年には五九五〇万人で、一年間の増加数も統計を取り始めて以来最多となった。⁽⁴⁾ 最大の難民発生国シリアでは、人口約二二〇〇万人の内およそ四〇〇万人が周辺諸国に脱出しているといわれる。⁽⁵⁾ これに伴い、国境を接するトルコは一次庇護国としてすでに二〇〇万人近くを受け入れているが、多くの人々が経済的に豊かで受け入れ体制も整っているドイツなどでの難民申請を目指してさらに移動を続けるため、ヨーロッパの国々は紛

争地帯と国境を接しているかどうかにかかわらず難民の急増に直面している。船舶を利用し、地中海を経由してギリシャやイタリアを目指すボートピープルも多く、国際移住機関（IOM）の発表によると、二〇一五年一月一日から八月二〇日までの時点でイタリアに一〇万三八六四人、ギリシャに一四万九〇二八人が到着、これはすでに前年度の人数を上回っており、海難事故も後を絶たない。⁽⁶⁾ 本論文執筆時点でEUは難民の受け入れ割り当てを加盟国に義務化する案を検討しているが、各国の足並みはそろっていない。ドイツでは、二〇一五年の難民申請者が前年度の四倍の八〇万人にも達すると予想されており、人道的責任を果たすとして受け入れを表明しているものの、難民収容施設がある町では極右勢力が警官隊と衝突する事態も生じている。⁽⁷⁾

ヨーロッパが中東やアフリカと地理的に近接していることから大量の難民を迎える必要に迫られているのと比較すると、太平洋やインド洋は難民からオーストラリアを遠ざける自然の防壁にも思われる。実際、一九八二年から一九八八年、オーストラリアに到着した船舶は一隻もなく、キーティング（Paul Keating）労働党政権が非正規の手段で入国した人々の強制収容措置を導入した一九九二年に上陸したボートピープルは二一六人に過ぎなかったし、ボートピープルが急増し、国家安全保障上の脅威として選挙最大の争点となった二〇〇一年でさえ五五一六人であった。しかしオーストラリアの歴史上最多となった二〇一三年、数カ月で十数万人が流入するイタリアやギリシャには遠く及ばないものの、その数は二万五八七人と急増している。これに対しアボット（Tony Abbott）政権は強硬な姿勢で臨み、翌年にはその数を激減させている。では、世界中でいまだ恒久的解決法が見出されない難民問題に、オーストラリアはどのように対処しようとしてきたのだろうか。

難民問題と一概にいつても、それは様々な側面を有している。UNHCRの任務が難民に国際的な保護を与え、ることと恒久的な解決を図ることであり、UNHCR事務所規程によって、その活動は非政治的であると共に、人道的及び社会的であると規定されることから明らかなように、難民問題を考える視座として人道的視点は欠

くことができない。しかし一次庇護国にとっては数十万、数百万単位で流入する難民は、保護すべき存在というより脅威の対象ともなり得る。また、負担分担や受け入れのあり方をめぐって難民問題は外交とも接近し、一次庇護国ではない第三国の国内政治にも影響を及ぼす。難民の本国への帰還という側面に焦点を当てた場合には、紛争後の社会の安定をいかにして達成、維持するのかという視角が必要となる。また、多くの難民を受け入れた場合、彼らの統合や社会参加のあり方が、その後数十年単位で社会問題となる可能性もある。

このように多義性のある問題であるが、本稿が着目するのは国内的課題ではなく、外交課題としての難民問題である。本稿では、オーストラリア外交が難民問題をどのように認識し、対応しようとしてきたのかを考察する。まず、外交的課題としての難民問題について考える際の四つの視座を提示することによって、難民問題はどのような場合に、どのような論理で問題として認識され、オーストラリア外交における課題となるのかを明らかにする。その上で、一九九〇年代後半に急増したボートピープルに対して、自国が単独で行う政策の限界を認識したオーストラリア政府が、二国間の合意形成と多国間の枠組み形成を通じて地域的解決を模索した点を検討したい。

一 オーストラリア外交における難民問題

そもそもオーストラリアにおいて、難民は移民政策の枠内でとらえられていた。第二次世界大戦後、移民による人口増加を目指していたオーストラリアでは、一九四七年からの数年間に約一七万人の難民をヨーロッパから受け入れ、今日までに五〇万人以上の難民がオーストラリアに移住している。現在も、毎年一万三千人ほどの難民とその家族などに、人道上の理由によってビザが付与されている。すなわちオーストラリアは難民という存在そのものを排除しているわけではなく、その移民政策には、毎年一定数の難民やそれに準ずる人々を社会の構成

表1 オーストラリアに到着したボートピープルの人数（1976-2014）

年	人数	年	人数	年	人数
1976	111	1989	26	2002	1
1977	868	1990	198	2003	53
1978	746	1991	214	2004	15
1979	304	1992	216	2005	11
1980	0	1993	81	2006	60
1981	30	1994	953	2007	148
1982	0	1995	237	2008	161
1983	0	1996	660	2009	2726
1984	0	1997	339	2010	6555
1985	0	1998	200	2011	4565
1986	0	1999	3721	2012	17204
1987	0	2000	2939	2013	20587
1988	0	2001	5516	2014	162

（出典） Janet Phillips, “Boat arrivals in Australia: A quick guide to the statistics”

Research Paper Series, 2013-2014, Parliamentary Library, 2014.

2014年は移民・国境警備省メディアリリースより作成。<<http://newsroom.border.gov.au/channels/Operation-Sovereign-Borders/releases>>

員として受け入れるメカニズムが存在している。したがってオーストラリアで問題とされているのは、これら正規の手段で入国する難民ではなく、主に船舶での上陸を試みるボートピープルなのである。

（二） 人道的視座

オーストラリア外交における難民問題について考える際の第一の視座は、難民問題を人道的課題ととらえるものである。そもそも難民条約は、国籍国の保護を受けることができない人々に対して庇護を与えるためのものであり、その意味で、人道的視座は難民問題について考えるにあたって中心に置かれるべきものである。しかし、人道的視点をどの程度重視した政策が採用されるのかという点は、国際情勢や国家の戦略的利益をめぐる判断、国内の政治状況など様々な要因によって規定される。また後述

するように、難民問題が安全保障など別の視座から語られることによって、この人道的観点を重視した政策形成が困難となる場合も少なくない。

オーストラリアは難民条約の締約国であり、その意味では難民保護規範を受け入れているものとみなされる。実際、移民政策の中に人道枠を設けることによって条約難民とその家族を受け入れており、二〇一三年から二〇一四年には一万三七六八人が移住している。⁽⁸⁾しかしボートピープルへの対応に関しては、近年、特に人道的観点から批判を浴びることも多い。オーストラリア外交において難民が課題として登場したのは一九七〇年代のインドシナ難民問題以降であり、この時初めてボートピープルの到来、及びすでにASEAN諸国に逃れている難民の受け入れが大きな課題となった。一九七五年以降、難民ビザの交付数は急増し、一九八〇年から一九八二年までの二年間は年間二万人を超える人々がオーストラリアにおいて難民ビザの交付を受けたが、これらのほとんどがインドシナ難民だった。⁽⁹⁾

表2は、ボートピープルを受け入れるべきか、あるいは追い返すかを問うた世論調査である。一九七九年には五三%が受け入れるべきであると答えており、追い返すべきだとした二八%を大きく上回っている。アメリカの同盟国としてベトナム戦争に参戦したこと(10)に道義的責任を感じていたこともあり、オーストラリア国民はインドシナ難民に対して比較的同情的であったといわれる。これに対し、二〇〇一年にイラクやアフガニスタンからのイスラム系ボートピープルが急増した際には、彼らを追い返すべきだと考える人の割合は六八パーセントに増加しており、多くのオーストラリア国民が人道的視座以外の観点からボートピープルの問題をとらえていたことが示唆される。オーストラリアが移民政策の一環として、正規の手段で難民を受け入れるメカニズムを有していることが、逆に、ボートピープルを非正規の手段での入国、いわゆる不法入国を企てる人々であるとの認識をもたらししている可能性もある。そして正規の手段で入国する難民は人道的観点から認識されるが、ボートピープルに

表2 「豪州は到着した難民を受け入れるべきか、もしくは海に追い返すべきか」

	受け入れるべき	追い返すべき	どちらでもない
1979年	53%	28%	19%
2001年	20%	68%	12%

(出典) Morgan Poll (<http://www.roymorgan.com/findings/finding-3446-201303010007>),
accessed on 18 July, 2015.

対しては人道的規範が適応されない場合も少なくないのである。例えば二〇〇一年のタンパ号事件は、アフガニスタンから逃れオーストラリアに向かう庇護希望者を乗せた船を当時のハワード (John Howard) 政権が海上に留め置き、その上陸を拒否するために海軍や特殊部隊まで投入するという厳しい対応をとったことで知られている。このタンパ号事件や、三〇〇人以上のイラク出身のボートピープルをオーストラリアが見殺しにしたのではないかとの疑惑がもたれた難民船の沈没事故 S I E V X の事件などは、国内からも国際社会からも人道的見地から強い批判が寄せられた。⁽¹¹⁾

このハワード政権下では、ボートピープルがオーストラリアへの入国をめざす動機を奪うための措置も講じられた。例えば一九九九年に導入された一時保護ビザ (Temporary Protection Visa) の運用も厳格化され、非正規の状態でのオーストラリアに入国した場合、三年間の一時滞在ビザのみを発行され永住ビザは取得できなくなった。これは家族呼び寄せや一時出国も制限する厳しい措置であり、難民申請者の人権を軽視しているのではないかという批判を招いた。またハワード政権は、ボートピープルをオーストラリアに上陸させずに近隣のナウルやパプアニューギニアに設置した収容施設へと送り、そこで難民審査を行うパシフィック・ソリューションと呼ばれる政策も導入している。オーストラリア国内でさえも収容施設内での人権侵害が懸念される中、さらに目の行き届かない海外の開発途上国での収容という決定は、ボートピープル問題を人道的視座からとらえているとはいえない。しかしこのような強硬な政策の結果オーストラリアをめざすボートピープルの数は激減し、二〇〇一年に五五・一六

人であったものが翌二〇〇二年にはわずか一人となった。

これに対して二〇〇七年に成立したラッド (Kevin Rudd) 労働党政権は、パシフィック・ソリューションを終了して国外の収容施設を閉鎖し、かわりにポートピールをすべてオーストラリア領クリスマス島の収容施設に送ることとした。オーストラリア本土以外に収容する方針は変わらないものの、二〇〇八年には一時保護ビザも廃止されすべての申請者が永住ビザを申請できるようにするなど、前政権の政策の修正を試みた。しかし結果としてポートピールは再び急増し、二〇一一年にはバプアニューギニア、二〇一二年にはナウルの収容センターを再開せざるを得なくなった。労働党政権の政策は、人道的観点に配慮するとポートピールが急増するという現実に直面し、後述するように迷走していくこととなった。

(二) 出入国管理の視座

第二に、難民問題を国家主権上の出入国管理、国境警備の課題とする視座もオーストラリア外交にとっては重要である。ヨーロッパにおいては、一八世紀末には政治的亡命者に庇護を与えることが慣行化しており、今日の難民保護の一つの原点ともいわれるが、これは国家の義務ではなく、国家の主権の行使として行われた。二〇世紀になって難民条約を交渉した各国も、庇護を求める個人の権利を認めつつも、庇護権は国家主権の行使という立場を保持したいという意向が強かった。⁽¹²⁾そして、難民条約の締約国には難民の生命や自由が脅威にさらされる恐れのある国への強制的な追放や帰還を禁じるノン・ルフルマン原則が義務付けられる一方で、誰をどれだけ受け入れるのかという点に関しては国家主権の裁量となった。とりわけ海に囲まれていることから出入国管理が容易なオーストラリアでは、「コントロールの文化」が発展した。⁽¹³⁾その結果、難民を国内に受け入れること自体にはなく、国家によってコントロールされていない状況での受け入れに対して国民の不満が高まる傾向にある。

多くの国民に不安を与えたインドシナからのボートピープルは、最も多い時期でさえ一年間に千人にも満たなかったが、政府の管理¹⁴下で正規の手段によって受け入れられたインドシナ難民は、一九九五年までに約一九万人にもなったのである。年間数百人のボートピープルに対して不安を感じた国民がこれほどの難民を引き受けた事実から、当時のオーストラリア政府と国民が問題としたのは、「コントロールの文化」を侵食されることだったと推察される。

さらに一九九〇年代以降の難民問題は、より一層、出入国管理、国境警備という視座から認識されていった。まず一九九二年には強制収容措置が導入され、ボートピープルは直ちに強制収容されることになった。ボートピープルへの対応について、その最重点が人道的な側面に置かれるのではなく、国家の専権事項である出入国管理の側面に置かれていくが、その背景には、九〇年代に国際移動がますます増加する中で難民と移民の区別が曖昧となり、自らを難民と主張する人々が、実は偽装難民なのではないかという疑念が生まれていたことも指摘できる。例えばボートピープル急増前のオーストラリア連邦警察の年次報告では、ボートピープルの問題は連邦警察の深い関与を必要とするような「犯罪」に関わる事象であるという認識は見受けられない。密航業者という言葉は、人の密輸ではなく大麻を密輸する船舶に関連して使用され、不法移民は性産業に従事する女性に関する例で使用されていた¹⁵。ところが二〇〇〇年から二〇〇一年の年次報告では、密航業者という言葉がボートピープルとの関連で使用されるようになり、逆に難民という言葉はほとんど使用されなくなった。しかも「多くの不法移民が特定の民族的背景を不正に語り、難民として認定される可能性を高めようとしている」という表現に明確に見られるように、ボートピープルが人道的に保護されるべき庇護希望者としてではなく不法移民として語られた¹⁶。

近年では二〇一一年に、ギラード (Julia Gillard) 首相がマレーシアとの共同声明の中で難民交換措置を発表し、オーストラリアが一人の難民申請者をマレーシアに移送するかわりにマレーシアから五人の難民認定者を受け入

れ、合計八〇〇人の難民申請者とマレーシアからの四〇〇〇人の条約難民を交換することに合意した。⁽¹⁷⁾ この交換協定に関しては、オーストラリア最高裁が違法であるとの判決を下したため実現には至らなかったが、人数の上では極めて不均衡な交換協定は、オーストラリアにとっては難民の受け入れ人数そのものが問題なのではなく、あくまで政府が出入国管理をコントロールするということが重要だということを改めて示していると言えよう。

(三) 安全保障課題の視座

第三は、難民問題を安全保障課題ととらえる視座である。実はオーストラリアで移民が安全保障課題として認識されるのは新しいことではなく、例えば白豪主義政策が採用された背景には、ゴールドラッシュ期以降の大量の中国人の流入がオーストラリア人の生活を経済的にも文化的にも脅かすのではないかという脅威認識が存在していた。オーストラリアにとって、自国の北方からもたらされる脅威から国家の安全とアイデンティティを守ることは一九世紀以来の外交テーマであり続け、それはなれば強迫観念のようにオーストラリアを拘束してきたのである。⁽¹⁸⁾ そして一九九九年から急増したポートピアブルも、二〇〇一年の選挙では一気に政治化して最大の争点となり、オーストラリアにとって安全保障上の脅威として認識されていた。

一九九八年に提起された安全保障化 (securitization) の理論によると、それは政治化が究極に進んだ状態である。政治化は、ある問題が公共政策の一部となり、政府の意思決定と資源配分が必要な状態になっていることであると規定されているが、安全保障化はこれがさらに進み、その問題が、存在を脅かすほどの脅威であり、緊急的措置が必要、かつ通常の政治的手続き外の行為でも正当化される状態のことをいう。安全保障化の理論では、このような状態は、安全保障化アクター (securitizing actor) の言語行為 (speech act) が脅威を示し、その脅威

が妥当なものであるとオーディエンス (audience) が受容することによって成立していく。⁽¹⁹⁾ 例えばイスラム系ボートピープルが急増する中で起こったタンパ号事件は、その直後に起こった九・一一同時多発テロを背景に、ボートピープルを難民申請者というより敵として分類することによって、安全保障とポピュリスト・ナショナリズムが親和性を示した例である。⁽²⁰⁾ この時期には国益、国境警備、ボートピープルの不法性を強調する政府、政治家による言説を介して国民の不安が増長され、それらがテロの脅威と結びつくことで様々な措置や特例が正当性を確保していった。⁽²¹⁾ 塩原は、政府やマスメディアによって繰り返し強調されるイメージによって、出入国管理政策が国家安全保障の重要な一部であるという見方が世論レベルで定着したと指摘し、「国内社会の安全を保つためならば、潜在的なテロリスト・犯罪者を含む『かもしれない』下層・非正規移民たちの入国を規制することは許容され、たとえ国家がそれを少々『荒っぽい』手段によって遂行したとしても『やむをえない』とみなす風潮が広まっている」と論じている。⁽²²⁾ このようにハワード政権下において、ボートピープル問題の安全保障化が成立したと考えられるが、その後の労働党政権では、ボートピープル自体を安全保障上の脅威と語るような政府の言説は控えられていた。しかしアボット政権下で移民・市民権省 (Department of Immigration and Citizenship) を移民・国境警備省 (Department of Immigration and Border Control) へと改編し、そこにオーストラリア国境部隊 (Australia Border Force) を新設したことから示唆されるように、難民問題を安全保障の観点から認識する傾向が近年再び強まっていると言えるだろう。

(四) 地域協力の視座

外交的課題としての難民問題について考える際には、地域との連携をどのように進めるのかという地域協力の視座も重要となる。オーストラリア外交においては、地域の先進国として難民受け入れを分担するという協力と、

先進国をめざして押し寄せてくるボートピープルを途上国に負担してもらおうという、全く異なる方向からの協力が存在する。インドシナ難民問題の際には、ASEAN諸国に一時的に流入した難民を、オーストラリアがどれだけ引き受けるべきなのかという視点が重要であった。近隣のASEAN諸国にとっては大量の難民流入が大きな負担となっており、オーストラリアは地域の先進国が担うべき責任、また対ASEAN協力の一環として相当数の難民を受け入れることによってASEAN諸国の負担を軽減する政策をとった。⁽²³⁾

これに対して、一九九八年以降にオーストラリアに押し寄せたボートピープルはインドシナ難民のような規模でASEAN諸国に入国したわけではなく、またマレーシアやインドネシアはあくまで中継地であったことから、ASEAN諸国側に難民に関する地域枠組み形成への強いインセンティブが働くわけではなかった。したがってこの時期の地域協力の枠組み形成は、東南アジア諸国がその負担に耐え切れずオーストラリア側に要請したわけではなく、むしろ、ボートピープルへの対応に窮したオーストラリア側が東南アジア諸国に働きかけることによって模索されていった。一九五一年難民条約と、そこから地理的・時間的制約を取り除いた一九六七年の難民議定書、そしてUNHCRの活動は、現在最も包括的な難民保護規範と国家間協定の枠組みを提供している。しかしこの枠組みだけでオーストラリアにとっての難民問題を解決することはできず、オーストラリア外交は地域的解決を模索し始めたのである。そこで次に、一九九〇年代後半以降のオーストラリアがどのように地域の中での解決を図ろうとしたのかという点について考察したい。

二 地域的解決の模索

(一) 二国間合意の形成

一九九〇年代、この地域には難民問題を扱うための地域枠組みは存在していなかった。中東からのボートピールが急増した一九九九年、オーストラリアの移民多文化相は、ヨルダン、イラン、シリア、パキスタンなど難民送り出し国を訪問して外交的に対応したが目立った効果をあげることがなかった。²⁴しかし母国を脱出してインドネシアやマレーシアなど東南アジアの国々に向かう人々は、その後、密航業者の手引きによってオーストラリアを目指すのであり、オーストラリアのボートピール対策は、このような経由国との調整や密航業者の取り締まりを視野に入れる必要があった。

大小合わせて一万四千近くの島々から構成されるインドネシアは、密航業者が暗躍するには最適な地形である。二〇一一年にインドネシア国内で法改正が行われるまで、人の密輸はインドネシアにおいて刑法上の犯罪ではなかった上、同国では、ボートピールの最終目的地はあくまでオーストラリアであり、単なる経由国であるインドネシアには大きな被害はないとの理由からその存在は見逃されていたことが指摘されている。²⁵インドネシアは国連難民条約の締約国ではないが、UNHCRの事務所が国内で活動することを認めており、難民申請者はUNHCRが難民審査を行っている期間、収容されずにインドネシア社会の中で生活することが許されるなど難民の受け入れに比較的寛容であった。しかしこれは、インドネシア社会において難民の社会統合が進んでいたことを意味しているわけではない。難民は働くことを認められず子どもを学校に通わせることができないなど、その社会生活には様々な制約があり、厳しい人権状況に置かれていた。²⁶

インドネシアでの生活に満足できない申請者が収容されずに移動の自由を得ていること、その間、密航業者と接触できる状況が、オーストラリアをめざす難民申請者が増加する要因の一つであると考えたオーストラリア政府は、一九九〇年代後半以降、インドネシアにおいても難民申請者が収容されるよう働きかけ、二〇〇〇年には、オーストラリア、インドネシア、IOMとの間で、地域協力措置 (Regional Cooperation Arrangement: RCA) が

開始された。この措置では、インドネシア当局はオーストラリアへの密航を計画していると見られる人々を I O M に報告し、I O M は U N H C R が難民審査をしている期間、彼らへの物資援助を行うと共に、母国への帰還を希望する場合にも支援する。これらの I O M の活動費はオーストラリアによって賄われ、また難民申請者はオーストラリアが費用負担し I O M が管理するインドネシア国内の居住施設に收容された。⁽²⁷⁾二〇一四年六月時点で、インドネシアでは五二二二人が R C A の枠組みに基づいて I O M の支援を受けている。⁽²⁸⁾さらに二〇〇七年に始まった非正規移民の管理ケアプロジェクト (Management and Care of Irregular Immigrants Project: MCIP) では、ジャカルタとタンジュンピナンにある移民收容施設を改装して收容人数を増やすなどし、インドネシアの移民局と I O M が協力して收容施設の標準業務手順書を作成するなど、インドネシア国内における難民申請者の收容という方向性が一層強化されたが、R C A 同様、このプロジェクトの財源もオーストラリアが拠出している。⁽²⁹⁾二〇一四年から一五年度予算では、地域協力プログラムとして今後三年間で八六八〇万ドルがインドネシア向けに割り当てられている。⁽³⁰⁾

以上のようなインドネシアとの協力は、オーストラリアの強制收容政策が海外に「輸出」されたのであり、多額の援助と引き換えにインドネシアの政策に影響を与え、オーストラリアにとって望ましい形の対策をとらせた⁽³¹⁾と見ることもできる。政策「輸出」の一層明確な事例は、ナウルとパプアニューギニアに難民收容施設を建設し、建設費、維持管理費は全てオーストラリアが負担する上に開発援助も増額する小切手外交と呼ばれたパシフィック・ソリューションであろう。このような対応は国際的に批判されることも多く、例えば U N H C R 事務局長であった緒方はオーストラリアに関して、「庇護希望者への対応の責任を、より資源の乏しい国家や時には U N C H R へ転嫁する措置をとっています。はたしてこれらは法的に正しい方法なのでしょうか。また長期的にみて賢い選択といえるのでしょうか。疑問に思います。」と批判している。⁽³²⁾

これらの政策はオーストラリアが強要したわけではなく、開発途上国にとっては資金援助を手にすることができ、オーストラリアにとっては自国にとって望ましい政策を誘導できるという点で双方に利点があるとの見方もできるが、最大の問題は、そこに難民への人道的視点が抜け落ちてきていることだといえる。ナウルやパプアニューギニアの収容施設の人権状況は劣悪であるといわれている。オーストラリア本土から遠く離れ、実態が見えにくい場所に収容施設を置いて人権侵害を黙殺することは、ボートピープルを保護すべき庇護希望者であるとみなす人道的観点からは大きな問題があるといえよう。

(二) 多国間枠組みの推進

他方、ハワード政権は地域における多国間の枠組み形成にも取り組んだ。二〇〇二年にはバリ島において、インドネシアとオーストラリアを共同議長国として、「密入国、人身取引及び関連の国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議」が開催され、バリ・プロセスという地域協力の枠組みが発展していった。前述のように、オーストラリア側はボートピープルの問題を地域協力の枠組みでとらえる必要性を認識していたが、インドネシア側もまた、この問題に関する地域協力を進めることに利点を感じ始めていたと考えられる。二〇〇二年のバリ島爆弾テロは、インドネシアでもテロ組織のネットワークの脅威が顕在化していることを世界に示した。ボートピープルや人身売買といった非伝統的安全保障問題に関して積極的に取り組むことは、インドネシアのガバナンス能力を高め、それを国外に示す絶好の機会であり、またアジア危機で失墜した威信を取り戻す意味でも国益にかなうものと認識された⁽³³⁾。バリ・プロセスは、二〇一五年五月時点までに五回の閣僚会議をはじめ、一〇回以上の高級実務レベル会合、五〇回のワークショップが開催され、東南アジア、東アジア、南太平洋、中東などから、密入国者の受け入れ国、経由国、送り出し国など置かれた立場の異なる四五カ国の参加国と、UNHCRやIOMなど

の国際機関のほか、オブザーバーとしてヨーロッパからも多くの国が参加する非常に包括的な枠組みとなっている。⁽³⁴⁾

二〇〇二年の第一回会議で示されたバリ・プロセスの特徴や今後のあり方は、以下のようなものだった。まず第一に、密入国や人身売買の問題は地域の共有課題であると公式に表明された。共同声明では、この地域における密入国と人身売買は「重大な政治的、経済的、社会的、安全保障的挑戦」であり、この問題の撲滅に取り組むことは「地域共有の強い利益であり、共通の目的である」と述べられた。第二に、「テロリストの分子と密入国や人身売買の活動が結びついている可能性に深い懸念」が表明され、今後の目的が明らかにされた。具体的には、情報の共有、法執行機関の協力、国境及びビザ制度の協力、意識啓発、不法移民の身元確認の協力などを目的とすることが合意されている。また共同声明は非拘束的なもので、法の整備や施行に関しては各国の主権が尊重されるという原則や、各国が専門家によるアドホック会議を含むフォローアップのメカニズムを作っていくことにも合意した。⁽³⁵⁾

さらに二〇〇九年には、バリ・プロセスの目的として一〇項目に合意しており、国内法で密入国を犯罪化することを指す一方で、貧困のような密入国の根本的原因への取り組みや、女性と子供、難民申請者への人道的観点も言及されることとなった。具体的には以下、①情報共有をより効果的に行うための仕組みづくり、②地域の法執行機関の協力深化、③国境及びビザ制度における協力強化、④不法な移動を思いとどまらせるための啓発活動と警告、⑤密入国者の送還に関する実効性、⑥不法移民、人身取引被害者の身元と国籍確認の協力、⑦密入国と人身取引を犯罪とみなす国内法の制定、⑧人身取引の被害者、特に女性と子供の保護と支援、⑨合法に移民する機会を増やすことを含め、不法移民の根本的原因への取り組み強化、⑩難民条約に則した庇護希望者対応のベストプラクティス採用に向けた支援、という一〇項目に合意した。

ただし二〇〇二年当時は、九・一一同時多発テロやバリ島爆弾テロなどを背景に、バリ・プロセスにおいてもテロリストのネットワークと結びつく可能性のある密入国や国境を越える犯罪への関心が高かったが、二〇〇九年に設定された目的をみると、ボートピープルの取り締まりという側面ばかりに偏らないよう配慮されたものとなり、また声明も非拘束的で法の整備も各国の裁量にゆだねられている。それでもバリ・プロセスはオーストラリアにとって次のようなメリットがあると考えられる。第一にボートピープルの送り出し国、経由国、受け入れ国を包括的に関与させる枠組みであること、第二に、プロセスを通じて信頼醸成を行い、かつボートピープルの問題が地域共有で取り組むべき課題であるとの共有認識を高める効果があること、第三に、様々なワークショップを通じて出入国管理に伴う査証やID管理、国内法の制定、法執行、港湾警備など個別具体的な支援を行うこと⁽³⁵⁾によって発展途上国のガバナンス能力を高め、結果として非正規の移動を減少させる効果が期待できるという点である。しかしながら、いずれも時間がかかる取り組みであり、すぐに効果が見えるものではないことから、アボット政権がプロセスを積極的に発展させていくのか注視していく必要があるだろう。⁽³⁶⁾

(三) 地域枠組合意

このバリ・プロセスにおける成果の一つとしてオーストラリアの期待が高まったのがギラード政権下で合意された地域枠組合意 (regional framework agreement) で、二〇一〇年一月の「難民と非正規の移動に関する地域協力」ワークショップの際にUNHCRが準備したディスカッションペーパーをもとにし、二〇一一年三月の第四回閣僚会議で支持されたものである。⁽³⁷⁾ この枠組合意では、①非正規の移動をなくし正規の移住を促進すること、②一連の協調的措置か、あるいは地域的な審査措置の確立 (地域審査機関の設立を含む) を通じて、難民申請者が一貫した審査プロセスにアクセスできること、③難民と認められた人は自発的帰還、再定住、または国内的解決

を含めた恒久的な解決を与えられるべきこと、④保護の必要がないと認められた人は、安全と尊厳のもとで帰還すべきで、国家はより一層の協力を目指すこと、⑤密航業者を標的として、国境管理、法執行、人身取引と密入国を抑制する措置を講じること、という五つの原則が合意された。⁽³⁸⁾

なかでも特にオーストラリアが期待したものが地域の審査機関設立である。二〇〇七年、労働党政権はパシフィック・ソリユーションを廃止したものの、その結果二〇〇二年からおさまっていたポートピールが急増して施設の収容範囲を超え、迅速な対応を求められていた。そこで二〇一〇年七月、ギラード首相は新たなイニシアティブとして、難民申請者の審査機関を地域に新たに設立し、それに関して東ティモールやUNHCRと協議していることを明らかにしたのである。この提案では、難民申請者は地域に設立される審査センターに移送され、「同じ場所で、一貫した審査プロセスを受けることになる」ためオーストラリアまでやってくる動機がなくなり、オーストラリア国内での難民審査は必要なくなるとされた。ギラード首相は、「もし単に地域の審査センターに送りがえされるのであれば、危険な旅をするリスクを冒すでしょうか」と述べ、その抑止効果を訴えた。⁽³⁹⁾ ポートピールは、オーストラリアで難民申請することを望んで非正規の移動を試みる。したがって、どこで申請しても地域共有の審査機関で審査を受けることになるのであれば、オーストラリアに向かう動機を奪うことになると考えられた。しかもそれがUNHCRのお墨付きで、地域協力の枠組みの中に位置づけられていればハワード政権のパシフィック・ソリユーションのように道義的に問題があるとの批判も受けにくく、労働党政権にとって極めて望ましいものであると思われる。しかしバリ・プロセスの第四回閣僚会議開催前の一〇月、移民市民権省のボーウェン (Chris Bowen) 大臣が東ティモールを訪問し審査機関の設立の可能性を議論した際、東ティモールは自国内での設立に難色を示した。結局、閣僚会議では地域の審査機関の設立の可能性に言及することができただけで具体的な内容を盛り込むことはできず、オーストラリア政府の期待するものからは大きく後退していた。

東ティモールでの設立をあきらめざるを得なくなると、オーストラリア政府は先述したように、マレーシアと
 の間で難民申請者と難民認定者を交換する協定の協議に入った。⁽⁴⁰⁾ 地域枠組合意による収容施設が実現しない中、
 新たな仕組みが必要な労働党政権は、ポートピアールではなく密航業者に焦点を当てることによってこの協定が
 人道的であると主張した。⁽⁴¹⁾ ギラード首相曰く、この協定は、密航業者のような国境を越える犯罪組織の「ビジネ
 スモデル」を破壊するものである。すなわち密航業者がポートピアールに売っているのは、オーストラリアで難
 民申請ができるのではないかと希望であり、たとえオーストラリアに到着しても単にマレーシアに連れてい
 かれるのであれば、このような「ビジネスモデル」は成り立たなくなるとするのがその論理であった。⁽⁴²⁾ 人道的観
 点からの批判をかわすため、労働党政権は、対処しなければならぬのはポートピアールではなく密航業者やそ
 の「ビジネスモデル」であると述べるようになっていく。しかし、結局マレーシアとの交換協定は実現せず、既
 存施設では増え続けるポートピアールに対応できなくなった結果、労働党政権はナウルとパプアニューギニアの
 マヌスの収容施設を再開させることとなった上、二〇一三年六月にはマヌスの施設を拡充し、ポートピアールの
 全てマヌスに移送した上、そこで難民認定された場合オーストラリアではなくパプアニューギニアに定住させる
 という方針を打ち出すこととなった。パシフィック・ソリユーションでさえも、本当に難民であると認定された
 場合にはオーストラリアに定住を認めていたことを考えると、非人道性を批判してパシフィック・ソリユショ
 ンを廃止した労働党政権下において、結果的に保守政権の政策よりも一層厳しい対応策をとるに至ったのは皮肉
 なことだった。⁽⁴³⁾

おわりに

本稿で見たように、本来の難民問題が、生命の危険にさらされるような状況に置かれて母国を脱出し、国籍国の保護を受けることができなくなった人々に対してどのように庇護を与えるのかという人道的観点から出発しているのに対し、オーストラリア外交にとっての難民問題はいかにしてボートピープルの到来を防ぐのかという問題意識が中心であった。毎年一万三千人程度の難民を計画的に正規の手段で受け入れることで、難民への道義的責任は移民政策という政府によって管理された領域の中で果たそうとしており、他方ボートピープルに対しては人道的観点以外の要素を優先する対応がとられてきたのである。

二〇一三年九月に誕生したアボット政権は、「Stop the Boat」という言葉を掲げた強硬策をとっている。国境保全作戦 (Operation Sovereign Border) と「軍主導による国境警備作戦を開始し、二〇一五年七月からは、省庁横断的に様々な政府機関と協力しながら国境管理に当たることを目的として、移民・国境警備省に新たにオーストラリア国境部隊を新設するなど、この領域への軍の関与も強まっている⁴⁴⁾。

ボートピープルを絶対にオーストラリアに上陸させないという姿勢は、アボット政権下で作成されたポスターに明確に示されており、二〇一五年八月現在、英語を含め一八カ国語に翻訳された上で国境保全作戦のウェブサイトに上に掲載され、庇護希望者に向けた警告を発している。荒れ狂う波間に揺れ、今にも転覆しそうな一隻の小さな漁船が浮かぶ絵を背景に、ポスターの上部三分の一のスペースに大きく赤字で「NO WAY」と記され、その下に「オーストラリアはあなたの母国にはならない」と明記されている。下部三分の一にも赤字で、「人の密輸と闘うためオーストラリアは厳しい国境警備政策をとっている」と記された上で、ビザを持たずにオーストラリアに入国できないこと、船舶によって密入国を企てても必ず発見され途中で止められること、このルールは

女性や子どもを含め全ての人に適用されること、どこの国出身であろうとオーストラリアは絶対にあなたの母国にはならないことが書かれている⁽⁴⁵⁾。非正規の手段で入国を試みる者に対しては、たとえ人道的観点からも例外は認められていない。

外交課題としての難民問題の解決には、地域諸国との連携も重要となるが、これまでオーストラリア政府は、一方で開発援助と絡めた二国間の合意形成によって難民審査や収容について分担する仕組みを模索し、もう一方で多国間の枠組みを推進してきた。まず二国間の合意形成に関して、パシフィック・ソリューションを批判していた労働党政権でさえ、結局はマレーシアとの交換協定の締結や海外での収容施設の再開など、他国に負担を肩代わりさせるような形でしかこの問題に対処できていないのが現実である。また二〇一四年九月にはカンボジアとの間に覚書(MOU)を締結し、ナウルに収容されている難民申請者の中で希望者をカンボジアに移送し、そこに移住させるという方法で合意した⁽⁴⁶⁾。かわりに、オーストラリアは受け入れ設備などの費用として四年間で四千万ドルを援助することとなった⁽⁴⁷⁾。この合意に関してUNHCRは、「国際規範からの気になる逸脱」であり「国家が難民に関する責任を他に転嫁しないことが大切」であるとし、オーストラリアの政策に深い懸念を表明している⁽⁴⁸⁾。また多国間の枠組み形成に関しては、オーストラリアが、バリ・プロセスのように拘束力もなく、すぐに目に見えるような形で成果をあげることのない多国間協議にどの程度の力を注いでいくのか見守っていく必要がある。例えば二〇一四年から二〇一五年度予算までは、バリ・プロセスの地域枠組合意を受けて設立された地域サポートオフィスに対して約一八〇万ドルの予算を計上していたが、二〇一五年以降にはこの予算は組まれているなど変化の兆しも見受けられる⁽⁴⁹⁾。

ギラード首相は、マレーシアとの交換協定合意を受けて、非正規の人の移動は一カ国だけでは解決することができず、地域的、国際的枠組みのもとでの協調的措置をとることによって対処しなければならぬと述べている⁽⁵⁰⁾。

しかし地域的解決と称して、開発援助を背景に貧しい国に難民を押しつけるような二国間の合意に過度に傾斜し、より広い多国間枠組みの中での方策を見つめる努力を怠った場合には、仮にボートピープルの到来自体を抑制する効果はあっても、その代償を支払わなければならない可能性がある。オーストラリアは白豪主義政策の過去を払拭すべく、多文化国家としての国際的評価も積み重ね、また近隣のアジア諸国との間でも植民地主義的な関係ではなく対等なパートナーとしての関係構築の努力を着実に積み重ねてきた。難民問題を安全保障上の視座からとらえるあまり、一九七〇年代以降少しずつ積み重ねた近隣のアジア諸国との信頼関係や国際的名声を失うのはあまりに代償が大きいのではないか。

ハワード政権下のオーストラリアでは、九・一一同時多発テロやオーストラリア人が標的となったバリ島爆弾テロなどを背景に、国際的なテロリストのネットワークが非常に身近な脅威となり、その脅威とボートピープルとの関連を示唆された国民は強硬策をやむを得ない対応として受容していった。しかし今日、そこまで差し迫った危機としてボートピープルを認識させるような問題はない。現在ボートピープルへの強硬策を正当化しているのは、ボートピープルそのものではなく、密航業者を国境を越える安全保障課題とする論理である。ボートピープルは庇護希望者であり、非正規の移動であることをもって彼らの不法性を強調することには常に人道的観点からの批判がつきまとう。他方バリ・プロセスの目的にも明記されたように、国内法で密航業者の取り締まりが可能となるような法整備も進められる中、密航業者の犯罪性を強調することは比較的容易である。しかし密航業者への対応という論理を前面に押し出して強硬な政策をとることによって、そのボートピープル対策から人道的視点が失われてしまうのではないかという点が危惧される。

現在 EU は、大量の難民を保護する道義的責任と各国の国内事情との狭間で苦しんでいる。オーストラリアも今一度、人道的視座をどのように難民政策に組み込み、国際的な難民保護規範に抵触することのない形で地域

的解決を模索することができるのか考える必要があるのではないか。

- (1) Department of Immigration and Border Protection, *Annual Report 2013-2014*, pp.49-51. 特にアジア系の専門職移民に焦点をあてた日本での先行研究として、石井由香・関根政美・塩原良和『アジア系専門職移民の現在―変容するマルチカルチュラル・オーストラリア―』慶應義塾大学出版会、二〇〇九年、浅川晃広『オーストラリア移民政策論』中央公論事業出版、二〇〇六年、一四九―一八一頁などがある。
- (2) Andrew Markus, *Mapping Social Cohesion, The Scanlon Foundation Surveys*. Monash University, 2014. <<http://scanlonfoundation.org.au/wp-content/uploads/2014/10/2014-Mapping-Social-Cohesion-Report.pdf>>, accessed on 10 August, 2015.
- (3) Janet Phillips, "Boat Arrivals in Australia: A quick guide to the statistics", *Research Paper Series*, Parliamentary Library.
- (4) UNHCR, *Global Trends Forced Displacement in 2014*. <<http://unhcr.org/556725e69.html>>, accessed on 29 July, 2015.
- (5) 毎日新聞 (二〇一五年九月七日)。
- (6) <<http://www.iom.int/news/migrant-arrivals-greeces-lesvos-island-approach-10000-week>>, accessed on 22 August, 2015.
- (7) 毎日新聞 (二〇一五年八月二〇日)。
- (8) Department of Immigration and Border Protection, *Annual Report 2013-2014*, p.108.
- (9) Elibritt Karlsen, "Refugee Resettlement to Australia: What are the facts?", *Research Paper Series*, 2014-15, Parliamentary Library.
- (10) Katharine Betts, "Boatpeople and Public Opinion in Australia", *People and Place*, Vol.9, No.4, 2001, p.34.
- (11) タンパ号事件、沈没事故を含めたハウードの強硬なポートピープル政策については非常に多くの先行研究が存在するが、日本語では飯笹佐代子『シティズンシップと多文化国家』日本経済評論社、二〇〇七年、飯笹佐代子「国境

- 管理をめぐる政治—オーストラリアのポルトビープル問題からの考察—」『国際政治』一四九、二〇〇七年、塩原良和「オーストラリアの難民申請者政策—溶け合う『国境』と『国内』—」近藤敦他編『非正規滞在者と在留特別許可』日本評論社、二〇一〇年などに詳しい。
- (12) 中満泉「国境を越える難民・移民問題」大芝亮編『国際政治学入門』ミネルヴァ書房、二〇〇八年、一六一—一六四頁。
- (13) Kathryn Cronin, "A Culture of Control: An overview of immigration policy-making", James Jupp and Marie Kabala eds., *The Politics of Australian Immigration*. Australian Government Publishing Service, 1993, p.87.
- (14) Nancy Viviani, *The Indochinese in Australia 1975-1995: From Burnt to Barbecues*, Oxford University Press, 1996, p.159.
- (15) Sharon Pickering, "The Production of Sovereignty and the Rise of Transversal Policing: People-Smuggling and Federal Policing", *The Australian and New Zealand Journal of Criminology*, 37(3), 2004, pp.366-367.
- (16) Australian Federal Police, *Annual Report 2001-2002*, 2002, p.33.
- (17) Julia Gillard and Chris Bowen, *The Regional Cooperation Framework, Joint Media Release*, 07 May 2011. <http://www.minister.immi.gov.au/media/cb/2011/cb165079.htm>, accessed on 25 February, 2012.
- (18) Anthony Burke, *Fear of Security: Australia's Invasion Anxiety*. Cambridge University Press, 2008.
- (19) Barry Buzan, Ole Waever, and Jaap de Wilde, *Security: A New Framework For Analysis*. Lynne Rienner Publishers, 1998, pp.23-24. 日本では、清水謙「スウェーデンにおける『移民の安全保障化』—非伝統的安全保障における脅威認識形成—」『国際政治』一七二、二〇一三年、八七〜九九頁、工藤献「不安の政治と非伝統的安全保障—東南アジアにおける越境犯罪の安全保障化の重層性—」『立命館国際研究』二四(一)、二〇一一年、一八三〜一九七頁が国境を越える課題と安全保障化理論について分析している。
- (20) Richard Develak, "In Fear of Refugees: The Politics of Border Protection in Australia", *International Journal of Human Rights*, 8(1), 2004, p.104.
- (21) Michalis S Michael, "Australia's Handling of Tensions between Islam and the West under the Howard

- Government”, *Asian Journal of Political Science*, 17(1), 2009, pp.45-70. Ian McAllister, “Border Protection, the 2001 Australian Election and the Coalition Victory”, *Australian Journal of Political Science*, 38(3), 2003, pp.445-463. Don McMaster, “Asylum-seekers and the Insecurity of a Nation”, *Australian Journal of International Affairs*, 56(2), 2002, pp.279-290. Graeme Hugo, “Australian Immigration Policy: The Significance of the Events of September 11”, *The International Migration Review*, 36(1), 2002, pp.37-40.
- (22) 塩原良和「あらゆる場所が『国境』になるーオーストラリアの難民申請者政策ー」『Quadrante-インタビュー』一〇、二〇〇八年、一五二頁。
- (23) オーストラリアのインテグレーション難民政策について詳細は、Nancy Viviani, *The Long Journey: Vietnamese Migration and Settlement in Australia*, Melbourne University Press, 1984. 鎌田真巳「ベトナム人難民政策に見るオーストラリアの対東南アジア外交」『アジア研究』三三(一)一、一九八五年。
- (24) Maley William, “Security, People-Smuggling, and Australia’s New Afghan Refugees”, *Australian Journal of International Affairs*, 55(3), 2001, p.453.
- (25) Anje Missbach, “Doors and Fences: Controlling Indonesia’s porous borders and policing asylum seekers”, *Singapore Journal of Tropical Geography*, 35(2), 2014, pp.231-239.
- (26) Amy Nethery, Brynna Rafferty-Brown and Savitri Taylor, “Exporting Detention: Australia-funded Immigration Detention in Indonesia”, *Journal of Refugee Studies*, 2012, p.6.
- (27) Ratuva Lisa Nathery, Rafferty-Brown and Taylor, *op.cit.*, p.8. Amy Nethery and Carly Gordyjn, “Australia-Indonesia Cooperation on Asylum-seekers: A case of ‘incentivised policy transfer’”, *Australian Journal of International Affairs*, 68(2), 2014, pp.186-187.
- (28) Department of Immigration and Border Protection, *Annual Report 2013-2014*, p.213.
- (29) 例えば二〇一二年から二〇一三年度予算では、七九〇万ドルが割り当てられた。
- (30) Refugee Council of Australia, *2014-15 Federal Budget in Brief: What it means for Refugees and People Seeking Humanitarian Protection*.

- (31) Nathery, Raftery-Brown and Taylor. *op.cit.*
- (32) 緒方貞子「難民保護の今日的課題『難民Refugees』二七(四)二〇〇三年 一一頁。
- (33) Michael Wesley, *The Howard Paradox*. ABC Books, 2007, pp.187-200.
- (34) 参加国は、アフガニスタン、オーストラリア、バンクラーディシユ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、韓国、フィジー、モンゴル、ミャンマー、ナウル、ネパール、ニュージールランド、パキスタン、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、フランス(ニューカレドニア)、香港、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、ヨルダン、キリバツ、ラオス、マカオ、マレーシア、モルジブ、北朝鮮、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、シリア、タイ、東ティモール、トンガ、トルコ、アメリカ合衆国、バヌアツ、ベトナム、アラブ首長国連邦である。
- (35) Indonesia and Australia (Co-Chairs), *Bali Ministerial Conference on People Smuggling, Trafficking in Persons and Related Transnational Crime*. Co-Chairs' Statement, 2002. <<http://www.baliprocess.net/files/ConferenceDocumentation/BRMCL.pdf>>, accessed on 5 August, 2015.
- (36) バリ・プロセスは発合も不定期で常設事務局もなく、具体的な成果が見えにくくことから先行研究もほとんど存在せず、現時点では以下が最も詳細な文献である。Joseph H. Douglas and Andreas Schloenhardt, *Combating Migrant Smuggling with Regional Diplomacy: An examination of the Bali Process*, Research Paper, 2012. <<http://www.law.uq.edu.au/documents/humantraff/c/migrant-smuggling/regional-cooperation/Douglas-Schloenhardt-Bali-Process.pdf>>, accessed on 8 July, 2015.
- (37) UNHCR, *Regional Cooperative Approach to Address Refugees, Asylum Seekers and Irregular Movements*, UNHCR discussion paper. <<http://refworld.org/pdfid/4e92d7c32.pdf>>, accessed on 20 August, 2015.
- (38) Indonesia and Australia. *op.cit.*
- (39) Julia Gillard, *Moving Australia Forward*, speech to the Lowy Institute, 6 July 2010. <pmttranscripts.dpmc.gov.au/release/transcript-17435/>, accessed on 10 April, 2015.
- (40) Chris Bowen, Minister's visit to East Timor, Regional Protection Framework: Press Conference, Presidential

- Palace, Dili, East Timor, 2010. <http://www.minister.immi.gov.au/media/cb/2010/cb155608.htm>, accessed on 20 February, 2012.
- (41) Elizabeth Rowe and Erin O'Brien, "Genuine' Refugees or Illegitimate 'Boat People': Political constructions of asylum seekers and refugees in the Malaysia Deal debate", *Australian Journal of Social Issues*, 49(2), 2014, pp.171-193.
- (42) Julia Gillard, *Transcript of Joint Press Conference*, Canberra, 5 July 2011. <http://pmt.transcripts.dpvc.gov.au/release/transcript-17846/>, accessed on 10 April, 2015.
- (43) Michael Grewcock, "Australian border policing: Regional 'solutions' and neocolonialism", *Race & Class*, 55(3), 2014, pp.71-78.
- (44) <https://www.border.gov.au/about/operation-sovereign-borders/>, accessed on 10 July, 2015. 国境保全作戦をはじめオーストラリアの国境警備にまつわる法改正については、等雄一郎「オーストラリアの海上保安体制と2013年海洋取締権限法」『外国の立法』二二五号、国立国会図書館調査及び立法考査局、二〇一四年に詳しくある。
- (45) <https://www.border.gov.au/about/operation-sovereign-borders/>, accessed on 8 July, 2015.
- (46) Memorandum of Understanding between the Government of the Kingdom of Cambodia and the Government of Australia, relating to the settlement of refugees in Cambodia. <http://dfat.gov.au/international-relations/themes/people-smuggling-trafficking/Documents/cambodia-australia-mou-and-operational-guidelines.pdf>, accessed on 12 August, 2015.
- (47) "Australia Signs Controversial Refugee Transfer Deal with Cambodia", *The Guardian*, 26 September, 2014. <http://www.theguardian.com/world/2014/sep/26/australia-signs-refugee-deal-cambodia>, accessed on 6 July, 2015.
- (48) UNHCR statement on Australia-Cambodia agreement on refugee relocation, Press Releases, 26 September 2014. <http://www.unhcr.org/542526db9.html>, accessed on 3 June, 2015.
- (49) Refugee Council of Australia. *op.cit.*
- (50) Gillard, 2011. *op.cit.*